

## モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること
------------------	----------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	Ⅸ	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
施策目標	1-2	<b>公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること</b>
個別目標	1	企業年金等の普及促進を図ること
（評価対象事務事業） ・企業年金等普及促進事業		
<b>施策の概要（目的・根拠法令等）</b> 1 目的等 国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 2 根拠法令等 ○確定拠出年金法（平成13年法律第88号） ○確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）等		
主管部局・課室	年金局企業年金国民年金基金課	
関係部局・課室	年金局総務課	

## 2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	企業年金等の加入者数（単位：万人） （1400万人以上／平成23年度）	1,134 【81.0%】	1,168 【83.4%】	1,248 【89.1%】	1,331 【95.1%】	1,436 【102.6%】
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成20年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 ※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 企業年金等の普及促進を図ること					
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 企業年金等の加入者数(単位:万人) (1400万人以上/平成23年度) ※施策目標に係る指標1に同じ	1,134 【81.0%】	1,168 【83.4%】	1,248 【89.1%】	1,331 【95.1%】	1,436 【102.6%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成20年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 ※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	企業年金等普及促進事業				
平成20年度 予算額等	2,487百万円(補助割合:[10/10][ / ][ / ]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	— 百万円(21年10月頃確定予定)				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(特別の法律により設立される法人、特別民間法人)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
企業年金等の普及促進に向けて、企業年金等の制度見直しにかかる調査・検討、地方厚生局等への説明会・意見交換、統計情報の集計、広報、企業年金連合会及び国民年金基金連合会への事務費補助等を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	—	2,344	2,362	2,487
予算上事業数等	—	—	—	—	—
事業実績数等	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
企業年金制度については、公的年金を補完し、老後生活をより豊かにすることを目的として、厚生年金基金と適格退職年金の2つの制度を中心に普及してきたが、平成13年の確定拠出年金制度の導入、平成14年の確定給付企業年金制度の導入に伴う適格退職年金制度の廃止決定(平成24年3月末までに既存の契約は確定給付企業年金など他の制度への移行等の対応をとる必要がある)など、少子高齢化の進展、経済状況の悪化、雇用の流動化等、企業年金制度を取り巻く状況の大きな変化に対応するとともに、事業主や加入者の利便性を高める等の視点から充実を図ってきた。 厚生年金基金は減少したが、確定拠出年金と確定給付企業年金は、制度の導入以来、順調に加入者数を伸ばしていることにより、加入者数が目標の1400万人(各制度の増加率などを用いて推計)を達成したと考えられる。 こうした中、企業年金制度は、国民の高齢期における所得確保のための制度として、また、平成23年3月末に廃止される適格退職年金の廃止後の主な移行先として、より一層の制度の充実等が求められている。このため、平成21年3月に、企業年金制度全体の整備を図り、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、企業型の確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入等を盛り込んだ「企					

業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出したが、審議未了のまま廃案となった。ただし、政令事項である確定拠出年金の拠出限度額の引き上げについては、平成21年7月に必要な措置を講じており(平成22年1月施行)、今後とも制度の充実及び普及を図っていく。

※ 事業の性格上積算見積りはないため「予算事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。